週休2日工事(発注者指定型)に関する Q&A

※営繕工事は除く

Q1) どのような工事が、週休2日工事の対象となるのか。

- A1 次の積算基準書を適用した案件が対象工事となります。
 - 土木工事標準積算基準
 - · 機械設備積算基準
 - ・土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)
 - · 治山林道必携
 - · 水道事業実務必携
 - · 下水道用設計標準歩掛表

Q2)業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A 2 草刈業務等の業務委託は週休2日工事の対象になりません。

Q3) 週休2日工事を達成しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A3 週休2日工事の実施を前提として発注しておりますが、週休2日を達成できなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q4)必ず土曜日、日曜日に休まないといけないのか。

A 4 原則として土曜日、日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土曜日、日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q5)祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土曜日、日曜日と重なった場合はどのような扱い になるのか。

A 5 通常の土曜日、日曜日と同様に扱ってください。

Q6)振替日はいつでもよいか。

A 6 振替日は、作業を行う必要が生じた土曜日、日曜日の前後2週間以内の土曜日、日曜日以外の曜日(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。

Q7)降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 7 降雨等により土曜日、日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発

注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土曜日、日曜日の前後2週間以内の土曜日、日曜日以外の曜日(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。

Q8) 現場内における災害や事故等で土曜日、日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振 替日を設定する必要があるのか。

A8 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。 従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に 報告してください。

Q9)夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 9 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実施を明示してください。夏季休暇及び年末年始休暇は週休2日に含まれないため、注意をお願いします。

Q10) 週休 2 日の対象期間とは何か。

A10 現場着手日(準備工事を除く。)から現場完成日までの期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備(現場事務所等の設置又は測量をいう。)のことです。また、工場製作のみを実施している期間は週休2日工事の対象期間に含みません。

Q11) 現場完成日とは何か。

A11 現場完成日は工事目的物の施工に係る作業(工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。)が完了した日とします。なお、現場着手日及び現場完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q12) 休日の確認はどのように行うのか。

A12 「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類(工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。)を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

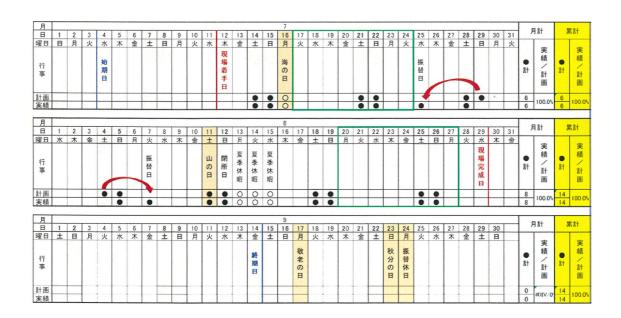
Q13) 開所日とは何か。

A13 開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、

巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Q14) 対象期間に「休日である土曜日、日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8 日間の期間を1回以上含むものとする」とはどういうものか。

A14 休日である土曜日、日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間とは、緑枠で囲んだように、開所日が6日、かつ完全閉所した土曜日、日曜日2日であることを指します。緑枠のような連続した8日間が対象期間に1回以上あるような計画を立て、実施してください。



Q15) 週休2日工事の実施に伴う工期の延期は認めてくれるのか。

A15 現在の設定工期は、雨天、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延期は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q16) どのような場合に減額変更となるのか。

A16 あらかじめ労務費等の各経費に4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出しており、対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を達成(達成率100%)できなかった場合は、補正なしとして減額変更します。なお週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率 (%) = 「休日実績の累計日数」/「土・日曜日の累計日数」×100 ※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。(発注者が認めた振替日を含む。)

Q17) 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において週休2日を達成(達成率100%以上)できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。 ※請負代金額130万円以上の工事のみ

Q18) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。

A18 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を達成(達成率100% できた場合に、工事成績評定の「工程管理」で評価します。なお週休2日の達成率は 次の計算式で算出します。

達成率 (%) = 「休日実績の累計日数」/「土・日曜日の累計日数」×100 ※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。(発注者が認めた振替日を含む。)

Q19) 受注者希望型と発注者指定型の違いは。

A19 「受注者希望型」は受注者の希望により週休2日に取り組む方式であり、「発注者指定型」は発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。

「発注者希望型」は4週6休以上(達成率75%以上)の場合、精算時に現場の閉所状況に応じて設計変更の対象とします。

「発注者指定型」は週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて予定価格を算出しており、達成できなかった場合は補正なしとして減額変更します。(4週7休以上4週8休未満及び4週6休以上4週7休未満の補正なし。)

発注時の特記仕様書に、受注者希望型または発注者指定型の対象工事である旨を記載しております。

Q20) 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A20 週休2日を達成した上でしゅん功検査に合格した場合に受注者の請求により発行します。